

福岡県公報

平成25年2月15日
第3471号

目次

告示(第204号-第225号)

- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための
事前届出 (漁業管理課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 7
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 9
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 17
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 22
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 23
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 24
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 25
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 25
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 25
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 26
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 26
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 26
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 27
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 27
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 27
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 27
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 28

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 28
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 28

公 告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) …………… 28
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 29
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 30
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 33
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 35
- 一般競争入札の実施 (県民情報広報課) …………… 37
- 一般競争入札の実施 (県民情報広報課) …………… 39

人事委員会

- 福岡県(警察官A(男性)・警察官A(女性)・警察官A(武道指導)・警察官B(男性)・警察官B(女性)・警察官C)採用試験の施行 (人事委員会事務局任用課) …………… 42

告 示

福岡県告示第204号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成25年2月15日から同年3月1日までの間縦覧に供する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
糸島市二丈福井6067番地の3 糸島市二丈吉井4005番地2 糸島市二丈福井6009番地	佐々木金男 阿部 達正 長田 武文	福吉	糸島漁業協同組合

糸島市二丈深江671 糸島市二丈深江739 糸島市二丈深江	谷口 利幸 谷口 修作 桜井 富男	深江	糸島漁業協同組合
糸島市加布里831 糸島市加布里1196-53 糸島市加布里1164-1	鍋嶋 民生 古川 芳治 古家 信博	加布里	糸島漁業協同組合
糸島市志摩船越138-2 糸島市志摩船越167-2 糸島市志摩船越103	仲西 利弘 藤野 一豊 仲西 高志	船越	糸島漁業協同組合
糸島市志摩岐志751-6 糸島市志摩岐志772-2 糸島市志摩岐志735-1	西島小次郎 岡崎 敦能 松前 龍吉	岐志新町	糸島漁業協同組合
糸島市志摩姫島31番地 糸島市志摩姫島26番地 糸島市志摩姫島15番地	田中 次雄 吉村 隆雄 森 菊夫	姫島	糸島漁業協同組合
糸島市志摩野北2055-1 糸島市志摩野北2049 糸島市志摩野北	久家 廣喜 西崎 安幸 久家 貞幸	野北	糸島漁業協同組合
福岡市西区大字西浦1276-12 福岡市西区大字西浦1080 福岡市西区大字西浦1109	一木 剛 木戸 明人 木戸 秀保	西浦	福岡市漁業協同組合
福岡市西区大字宮浦 福岡市西区大字宮浦291 福岡市西区大字宮浦1101	柴田 幸男 板谷 和正 板谷 孝	唐泊	福岡市漁業協同組合
福岡市西区大字小呂島37番地 福岡市西区大字小呂島39番地 福岡市西区大字小呂島46番地	島田 澄夫 島田千代松 持田 竹虎	小呂島	福岡市漁業協同組合
福岡市西区大字玄界島 福岡市西区大字玄界島146番地の6 福岡市西区大字玄界島693番地の5	小西 基次 宮川 渡 小西 和雄	玄界島	福岡市漁業協同組合
福岡市西区今津61 福岡市西区今津13の7 福岡市西区今津12	池 光 松本 洋一 松本 伝太	浜崎今津	福岡市漁業協同組合

福岡市西区能古57番地の3 福岡市西区能古105 福岡市西区能古657番地9	石橋 伸一 丸尾 淳 石橋 孝行	能古	福岡市漁業協同組合
福岡市西区姪の浜3丁目 福岡市西区姪の浜3丁目34-2 福岡市西区姪の浜3丁目	野上 弘隆 西永 親義 津田 利美	姪浜	福岡市漁業協同組合
福岡市中央区福浜1丁目27-6 福岡市中央区福浜1丁目28-7 福岡市中央区福浜1丁目28-6	森 義勝 樋口 忠志 樋口 忠男	伊崎	福岡市漁業協同組合
福岡市中央区港3丁目 福岡市中央区港3-11-4 福岡市中央区港2丁目5-32	井上 実 田中 義隆 藤松 義夫	福岡	福岡市漁業協同組合
福岡市東区箱崎2丁目41番19号 福岡市東区箱崎4丁目32番11号 福岡市東区箱崎2丁目16番32号	藤野 秀司 藤野 仁 安武 孝二	箱崎	福岡市漁業協同組合
福岡市東区雁の巣2丁目1番10号 福岡市東区奈多3丁目13-22 福岡市東区奈多3丁目20番32号	末永 慶次 今林 修一 今林 義孝	奈多	福岡市漁業協同組合
福岡市東区大字志賀島 福岡市東区大字志賀島 福岡市東区大字志賀島1298番地の227	小川 信一 坂本喜平次 荒川 勢治	志賀島	福岡市漁業協同組合
福岡市東区大字弘1237 福岡市東区大字弘1322-3 福岡市東区大字弘2408-85	今泉 徳茂 今泉 末次 石橋 健二	弘	福岡市漁業協同組合
糟屋郡新宮町大字新宮42 糟屋郡新宮町大字新宮 糟屋郡新宮町大字新宮205-2	松尾 明 稲光 義久 稲光 邦和	新宮	新宮相島漁業協同組合
糟屋郡新宮町大字相島 糟屋郡新宮町大字相島1434-3 糟屋郡新宮町大字相島1386	篠崎 直寿 井上 博 長澤 照仁	相島	新宮相島漁業協同組合
福津市西福岡3-33-11 福津市西福岡3-22-22 福津市西福岡3-43-6	広渡 紀之 田畑 利治 田畑 政義	福岡	宗像漁業協同組合

福津市津屋崎新町 福津市津屋崎 福津市渡94番地の1	井上 正徳 花田 貞喜 永島 孝人	津屋崎	宗像漁業協同組合
宗像市神湊487-11 宗像市神湊 福津市勝浦432	高橋 義則 永島 善行 永島 好幸	神湊	宗像漁業協同組合
宗像市大島2428 宗像市大島748 宗像市大島922	古賀 達也 船越 寛人 船越 信幸	大島	宗像漁業協同組合
宗像市鐘崎219-5 宗像市鐘崎545 宗像市鐘崎738	花田 義春 縄田 利男 権田 要一	鐘崎	鐘崎漁業協同組合
宗像市地島857-1 宗像市地島638-1 宗像市地島173-1	立石 智 奥 幹男 村田 憲次	地島	宗像漁業協同組合
遠賀郡岡垣町大字波津210 遠賀郡岡垣町大字波津49 遠賀郡岡垣町大字波津49	刀根 茂行 平川 康弘 平川 健次	波津	遠賀漁業協同組合
遠賀郡芦屋町大字山鹿1207番地 1 遠賀郡芦屋町大字山鹿1053番地 4 遠賀郡芦屋町大字山鹿1134番地 3	鈴木 眞一 本田 吉博 縄田 雄二	柏原	遠賀漁業協同組合
北九州市若松区大字有毛2744 北九州市若松区大字有毛2820 北九州市若松区大字有毛2754	伊藤 春義 林 文雄 本田 恒美	岩屋	ひびき灘漁業協同組合
北九州市若松区大字安屋3688番 地の9 北九州市若松区大字安屋1701番 地 北九州市若松区大字安屋1752番 地	脇坂 和則 山口 政利 本田 剛	脇田	ひびき灘漁業協同組合
北九州市若松区東畑町6丁目10 北九州市若松区大字蟹住856番地 30 北九州市若松区老松一丁目9番 17号	中島 利彦 北原 恭光 北原 元義	若松	北九州市漁業協同組合

北九州市戸畑区南鳥旗町4番19 -1005 北九州市戸畑区牧山二丁目5番 25号 北九州市戸畑区幸町2番10号	末永 正吉 日高喜代志 石井 学	戸畑	北九州市漁業協同組合
北九州市小倉北区平松町 北九州市小倉北区平松 北九州市小倉北区平松町	内山 仁志 徳永 信雄 福田 光二	平松	北九州市漁業協同組合
北九州市小倉北区大字藍島138番 地 北九州市小倉北区大字藍島142番 地6 北九州市小倉北区大字藍島111番 地	中村 國彦 松下 洋一 吉村 真輝	藍島	ひびき灘漁業協同組合
北九州市門司区栄町3番13- 1308号 北九州市門司区東門司二丁目17 番19号 北九州市門司区錦町3-36	金子 朝夫 大川 久八 田中 則夫	旧門司	北九州市漁業協同組合
北九州市門司区田野浦 北九州市門司区田野浦 北九州市門司区田野浦	伊津見時義 井野 政巳 丸田 健治	田野浦	豊前海北部漁業協同組合
北九州市門司区大字柄杓田1417 番地5 北九州市門司区大字柄杓田402番 地6 北九州市門司区大字柄杓田1326 番地1	他力 清 田代 良一 種池 慎一	柄杓田	豊前海北部漁業協同組合
北九州市門司区大字畑2206番地 北九州市門司区大字今津104番地 北九州市門司区大字今津126番地	松下喜久磨 松下 学 南野 純	今津	北九州東部漁業協同組合
北九州市門司区恒見町28番10号 北九州市門司区恒見町18番29号 北九州市門司区恒見町28番11号	江口 猛 入江 淳一 尾崎 栄一	恒見	豊前海北部漁業協同組合
北九州市小倉南区下吉田2丁目 9-15 北九州市小倉南区下吉田2丁目 1-8 北九州市小倉南区上吉田3丁目 12-27	磯部 芳彦 各務 浩 藤原 仁	吉田	北九州東部漁業協同組合

北九州市小倉南区曾根新田北三丁目13-34 北九州市小倉南区曾根新田南二丁目2-1 北九州市小倉南区曾根新田北三丁目16-1	松本 貞生 伊藤 一夫 恵良 義一	曾根	曾根漁業協同組合
京都郡苅田町神田町1丁目15番地5 京都郡苅田町神田町3丁目8番20 京都郡苅田町港町9番地5	泉 幸生 藤田 公一 青木 司	苅田町	苅田町漁業協同組合
行橋市大字沓尾 行橋市大字沓尾 行橋市大字沓尾232番地の1	山本 東 中村 憲由 奥 雅明	沓尾	行橋市漁業協同組合
行橋市大字蓑島82番地1 行橋市大字蓑島872番地3 行橋市大字沓尾236番地	中原 普一 尾形 俊明 大西 年春	蓑島	蓑島漁業協同組合
行橋市大字稲童 行橋市大字稲童3720番地 行橋市大字稲童3717番地1	岩本 友年 重松 高秀 岩本 直一	稲童	行橋市漁業協同組合
築上郡築上町大字西八田143番地1 築上郡築上町大字西八田947番地2 築上郡築上町大字西八田143番地1	深江 要 原田 秀雄 深江 敏一	西八田	豊築漁業協同組合
築上郡築上町大字字留津1389-2 築上郡築上町大字字留津1396-3 築上郡築上町大字椎田1778	宮本 正義 森 幸雄 豊田 達三	椎田町	豊築漁業協同組合
豊前市大字松江1814 豊前市大字松江434 豊前市大字松江495-4	濱田 眞澄 倉松一二三 松江 周一	松江浦	豊築漁業協同組合
豊前市大字八屋2219番地7 豊前市大字八屋2190番地14 豊前市大字八屋2346番地	江島 利勝 山下 信秀 舛井喜代視	八屋	豊築漁業協同組合

豊前市大字宇島575番地 豊前市大字宇島470番地の4 豊前市大字宇島	吉川 芳毅 高松 三男 川上喜久雄	宇島	豊築漁業協同組合
築上郡吉富町大字小祝541番地4 築上郡吉富町大字小犬丸351番地26 築上郡吉富町大字小犬丸345番地3	山崎 隆春 増川 健一 下畑 辰己	吉富	吉富漁業協同組合
大川市大字中古賀893 大川市大字鐘ヶ江185 大川市大字中古賀305-1	箴島 正弘 富田 保 箴島 武行	三又青木	大川漁業協同組合
大川市大字小保928-1 大川市大字小保903-4 大川市大字小保968	西 正好 古賀 清見 古賀 明治	大川	大川漁業協同組合
柳川市吉富町165-4 柳川市吉富町590 柳川市吉富町109	石橋 秀美 開田 幸彦 黒田 厚	西宮永	柳川漁業協同組合
柳川市大和町皿垣開2002 柳川市大和町栄1440 柳川市大和町皿垣開1628-2	塩塚 末広 石川 典昭 山口 茂行	皿垣開	皿垣開漁業協同組合
みやま市高田町江浦町685の1 みやま市高田町江浦1279の1 みやま市高田町永治621	桑野 勝雄 永江 末広 塚本 良宏	高田	高田漁業協同組合
大牟田市大字岬2844番地4 大牟田市大字手鎌1番地 大牟田市大黒町4丁目3番地	吉田 健 乗富 鉄男 木下 正久	三浦	三浦第一漁業協同組合
大牟田市大字手鎌7 大牟田市中町2-1-18 大牟田市大字手鎌1131	西田 元瑞 畑中 直幸 田島 敏治	三浦	手鎌漁業協同組合
大牟田市大字手鎌1468 大牟田市大字手鎌914 大牟田市大字手鎌820-6	河原畑 勉 河野 末広 古賀 悦男	三浦	三浦海苔生産漁業協同組合
大牟田市椿黒町49番地1 大牟田市大字岬2924番地4 大牟田市大字岬1837番地1	須崎 敏弘 木下 健治 松藤 文豪	三浦	新大牟田漁業協同組合

大牟田市浜田町19番地10
大牟田市浜田町20番地13
大牟田市南船津町一丁目12番地
の4

古賀 利雄
藤木 和幸
松本 正澄

大牟田

新大牟田漁業協同組合

福岡県告示第205号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字大隈字原232番1、232番5、232番9から232番15まで、233番7、233番8及び233番19から233番24まで

2 開発を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区和白東三丁目29番40

有限会社 愛住宅

代表取締役 三坂 真

福岡県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沖津谷	宗像市大島（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
岩瀬谷	宗像市大島（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

町谷	宗像市大島（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
西谷-5	宗像市大島（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
西谷-4	宗像市大島（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
西谷-1	宗像市大島（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
西谷-3	宗像市大島（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
西谷-2	宗像市大島（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
津和瀬谷-3-2	宗像市大島（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
津和瀬谷-3-1	宗像市大島（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
津和瀬谷-2	宗像市大島（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
津和瀬谷-1	宗像市大島（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
岩瀬(d)	宗像市大島（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩瀬(a)	宗像市大島（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩瀬(e)	宗像市大島（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中江	宗像市大島（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

岩瀬(h)	宗像市大島（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩瀬(f)	宗像市大島（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩瀬(i)	宗像市大島（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩瀬(l)	宗像市大島（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩瀬(j)-1	宗像市大島（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩瀬(j)-2	宗像市大島（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩瀬	宗像市大島（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
真名箸(2)	宗像市大島（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
真名箸	宗像市大島（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
真名箸(1)	宗像市大島（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩瀬(b)	宗像市大島（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
ハダ	宗像市大島（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
ハダ1	宗像市大島（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
ハダ2	宗像市大島（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

東(b)	宗像市大島（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中西-2	宗像市大島（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中西-1	宗像市大島（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田志	宗像市大島（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
潮差-2	宗像市大島（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
潮差-1	宗像市大島（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷-3	宗像市大島（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
叶川-3	宗像市大島（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
叶川-1	宗像市大島（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
町(a)-1	宗像市大島（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中西-3	宗像市大島（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大岸(B)	宗像市大島（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中西-4	宗像市大島（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
町(a)-2	宗像市大島（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

叶川-2	宗像市大島（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
江坂	宗像市大島（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷-2	宗像市大島（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東2	宗像市大島（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東(a)	宗像市大島（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東1	宗像市大島（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷-1	宗像市大島（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
町2-2	宗像市大島（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
町2-1	宗像市大島（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
町(b)	宗像市大島（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
町1	宗像市大島（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩瀬(k)-2	宗像市大島（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩瀬(k)-1	宗像市大島（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩瀬(m)	宗像市大島（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

岩瀬(n)	宗像市大島（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津和瀬(b)-2	宗像市大島（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津和瀬(b)-1	宗像市大島（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下津和瀬-2	宗像市大島（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下津和瀬-1	宗像市大島（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津和瀬	宗像市大島（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津和瀬(d)-2	宗像市大島（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津和瀬(c)-2	宗像市大島（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津和瀬(c)-1	宗像市大島（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津和瀬(e)	宗像市大島（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津和瀬(d)-1	宗像市大島（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

福岡県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
町谷	宗像市大島（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
西谷-5	宗像市大島（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
西谷-4	宗像市大島（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
西谷-1	宗像市大島（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
西谷-3	宗像市大島（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
西谷-2	宗像市大島（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
津和瀬谷-3-2	宗像市大島（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
津和瀬谷-3-1	宗像市大島（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
津和瀬谷-2	宗像市大島（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
津和瀬谷-1	宗像市大島（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
岩瀬(d)	宗像市大島（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
岩瀬(a)	宗像市大島（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
岩瀬(e)	宗像市大島（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
中江	宗像市大島（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
岩瀬(h)	宗像市大島（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
岩瀬(f)	宗像市大島（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
岩瀬(i)	宗像市大島（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり

岩瀬(1)	宗像市大島（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
岩瀬(j)-1	宗像市大島（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
岩瀬(j)-2	宗像市大島（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
岩瀬	宗像市大島（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり
真名箸(2)	宗像市大島（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり
真名箸	宗像市大島（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
真名箸(1)	宗像市大島（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
岩瀬(b)	宗像市大島（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
ハダ	宗像市大島（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
ハダ1	宗像市大島（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
ハダ2	宗像市大島（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
東(b)	宗像市大島（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
中西-2	宗像市大島（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
田志	宗像市大島（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり
潮差-2	宗像市大島（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
潮差-1	宗像市大島（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
叶川-3	宗像市大島（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
叶川-1	宗像市大島（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
町(a)-1	宗像市大島（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり

中西-3	宗像市大島（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
大岸(B)	宗像市大島（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
中西-4	宗像市大島（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
町(a)-2	宗像市大島（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり
叶川-2	宗像市大島（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり
江坂	宗像市大島（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
谷-2	宗像市大島（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
東2	宗像市大島（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
東(a)	宗像市大島（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり
東1	宗像市大島（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
町2-1	宗像市大島（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
町(b)	宗像市大島（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
町1	宗像市大島（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
岩瀬(k)-2	宗像市大島（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり
岩瀬(k)-1	宗像市大島（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
岩瀬(m)	宗像市大島（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
岩瀬(n)	宗像市大島（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
津和瀬(b)-2	宗像市大島（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
津和瀬(b)-1	宗像市大島（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり

下津和瀬-2	宗像市大島（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
下津和瀬-1	宗像市大島（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
津和瀬	宗像市大島（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
津和瀬(d)-2	宗像市大島（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
津和瀬(c)-2	宗像市大島（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
津和瀬(c)-1	宗像市大島（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり
津和瀬(e)	宗像市大島（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
津和瀬(d)-1	宗像市大島（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり

福岡県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉原谷	福津市八並（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
山中谷	福津市八並（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
的原谷	福津市八並（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
山ノ口谷	福津市八並（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流

祥雲谷	福津市本木（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
本木川-1	福津市本木（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
本木川-2	福津市本木（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
舍利蔵(2)	福津市舍利蔵（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
舍利蔵(1)	福津市舍利蔵（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
舍利蔵谷	福津市舍利蔵（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
大内川	福津市舍利蔵（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
広光谷	福津市手光（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
尻長谷	福津市手光（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
冠川	福津市手光（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
小竹谷	福津市小竹及び宗像市村山田（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
八並(a)	福津市八並（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八並(i)	福津市八並（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山中(b)	福津市八並（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

山中(c)-1	福津市八並（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山中(c)-2	福津市八並（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山中(a)	福津市八並（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八並(h)-1	福津市八並（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八並(h)-2	福津市八並（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
若木台6丁目-2	福津市若木台6丁目及び八並（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
若木台6丁目-1	福津市若木台6丁目及び八並（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八並(b)	福津市八並（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八並(c)-1	福津市八並（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八並(c)-2	福津市八並（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八並(f)	福津市八並（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八並(g)	福津市八並（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八並(d)	福津市八並（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口	福津市八並（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

八並(j)	福津市八並（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八並(e)	福津市八並（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畦町(g)	福津市畦町及び八並（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畦町(a)	福津市畦町（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畦町(c)	福津市畦町（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畦町(b)	福津市畦町（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宿（中町）	福津市畦町（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宿	福津市畦町（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畦町(e)	福津市畦町（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畦町(f)	福津市畦町（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畦町(d)	福津市畦町（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畦町(h)	福津市畦町（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畦町(i)	福津市畦町（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畦町(j)	福津市畦町（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

久末(a)	福津市畦町（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(j)	福津市本木（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(k)	福津市本木（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大浦 - 1	福津市本木（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大浦 - 3	福津市本木（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大浦 - 2	福津市本木（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(c)	福津市本木（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(d)	福津市本木（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(h)	福津市本木（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(b) - 1	福津市本木（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(b) - 2	福津市本木（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(e)	福津市本木（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(a)	福津市本木（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(i)	福津市本木（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

河内	福津市本木（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(f)-3	福津市本木（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(f)-2	福津市本木（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(f)-1	福津市本木（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(g)	福津市本木（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(b)	福津市舍利蔵（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(d)	福津市舍利蔵（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(e)	福津市舍利蔵（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(f)	福津市舍利蔵（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(c)	福津市舍利蔵（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(a)-1	福津市舍利蔵（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(a)-2	福津市舍利蔵（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
舍利蔵(g)	福津市舍利蔵（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(i)-1	福津市内殿（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

内殿(i)-2	福津市内殿（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(b)-1	福津市内殿（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(b)-2	福津市内殿（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
居尺(a)-1	福津市内殿（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
居尺(a)-2	福津市内殿（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
居尺-1	福津市内殿（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
居尺-2	福津市内殿（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(d)	福津市内殿（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(c)	福津市内殿（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(l)	福津市内殿（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本木(l)	福津市内殿（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂丸-1	福津市内殿（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂丸-4	福津市内殿（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂丸-2	福津市内殿（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

坂丸-3	福津市内殿（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿	福津市内殿（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太郎尺-2	福津市内殿（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太郎尺-1	福津市内殿（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(h)	福津市内殿（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(g)	福津市内殿（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(k)	福津市内殿（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(2)	福津市内殿（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(a)-2	福津市内殿（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(a)-1	福津市内殿（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(f)	福津市内殿（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(e)-1	福津市内殿（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内殿(e)-2	福津市内殿（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井尻(a)	福津市上西郷（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

イジリ	福津市上西郷（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(a)-2	福津市上西郷（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(a)-1	福津市上西郷（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井尻(b)	福津市上西郷（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(h)-1	福津市上西郷（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(g)	福津市上西郷（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(f)	福津市上西郷（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(k)	福津市上西郷（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(e)	福津市上西郷（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(h)-2	福津市上西郷（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(d)	福津市上西郷（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(b)-1	福津市上西郷（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(b)-2	福津市上西郷（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
今西	福津市上西郷（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

イマニシ	福津市上西郷（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(c)	福津市上西郷（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(j)	福津市上西郷（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上西郷(i)	福津市上西郷（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鞍掛(a)	福津市福岡駅東3丁目（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鞍掛	福津市福岡駅東3丁目（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
両谷(c)	福津市（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
両谷(d)	福津市（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原町1区(b)	福津市福岡南2丁目（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原町1区(a)	福津市福岡南2丁目（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原町-2	福津市福岡南2丁目（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原町-1	福津市福岡南2丁目（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原町-3	福津市福岡南2丁目（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岸田公園横	福津市福岡南5丁目（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

百田	福津市福岡南4丁目（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
昭和町1区-1	福津市中央5丁目（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
昭和町1区-2	福津市中央5丁目（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大和町1区	福津市中央2丁目（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
四角	福津市福岡駅東2丁目（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光陽台2丁目	福津市光陽台2丁目及び福岡駅東2丁目（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光陽台(b)	福津市光陽台3丁目及び光陽台南（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光陽台4丁目	福津市光陽台4丁目（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光陽台4丁目(a)	福津市光陽台4丁目（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
通り堂	福津市手光（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光陽台南(a)	福津市手光（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(j)	福津市手光（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(e)	福津市手光（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(1)-2	福津市手光（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

手光(1)-1	福津市手光（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(2)	福津市手光及び光陽台6丁目（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(b)	福津市手光及び光陽台6丁目（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(c)	福津市手光及び光陽台6丁目（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光陵高校下-1	福津市手光及び光陽台5丁目（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光陵高校下-2	福津市手光及び光陽台5丁目（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(a)-1	福津市手光（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(a)-2	福津市手光（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(3)-5	福津市手光（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(3)-4	福津市手光（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(3)-3	福津市手光（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(3)-2	福津市手光（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(3)-1	福津市手光（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(d)	福津市手光（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

手光(i)	福津市手光（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(g)	福津市手光（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(f)	福津市手光（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
冠-1	福津市手光（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
冠(b)	福津市手光（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
冠-2	福津市手光（別紙図面164に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
冠-3	福津市手光（別紙図面165に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石穴-1	福津市手光（別紙図面166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石穴-2	福津市手光（別紙図面167に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光	福津市手光（別紙図面168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
冠	福津市手光（別紙図面169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手光(h)	福津市手光（別紙図面170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
界(a)	福津市手光、東福岡2丁目及び7丁目（別紙図面171に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
界-1	福津市東福岡2丁目及び7丁目（別紙図面172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

界-2	福津市東福間7丁目（別紙図面173に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
界-3	福津市東福間7丁目（別紙図面174に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東福間8丁目	福津市東福間8丁目（別紙図面175に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東福間6丁目	福津市東福間6丁目（別紙図面176に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小竹(b)-1	福津市小竹（別紙図面177に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小竹(b)-2	福津市小竹（別紙図面178に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東石穴-1	福津市小竹（別紙図面179に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東石穴-2	福津市小竹（別紙図面180に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小竹-1	福津市小竹（別紙図面181に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小竹-2	福津市小竹（別紙図面182に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小竹(a)	福津市小竹（別紙図面183に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東福間-2	福津市東福間5丁目（別紙図面184に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東福間-1	福津市東福間5丁目（別紙図面185に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尾敷ヶ浦	福津市東福間4丁目（別紙図面186に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

神輿東小学校	福津市津丸及び久末（別紙図面187に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久末(c)	福津市久末（別紙図面188に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久末(b)	福津市久末（別紙図面189に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津丸(d)	福津市津丸（別紙図面190に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津丸(c)	福津市津丸（別紙図面191に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津丸-1	福津市津丸（別紙図面192に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津丸-2	福津市津丸（別紙図面193に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津丸-3	福津市津丸（別紙図面194に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津丸(b)-2	福津市津丸（別紙図面195に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津丸(b)-1	福津市津丸（別紙図面196に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津丸(a)-1	福津市津丸（別紙図面197に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津丸(a)-2	福津市津丸（別紙図面198に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津丸(a)-3	福津市津丸（別紙図面199に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光陽台5丁目-1	福津市津丸及び光陽台5丁目（別紙図面200に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

光陽台5丁目－2	福津市津丸及び光陽台5丁目（別紙図面201に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小竹(c)	福津市小竹及び宗像市村山田（別紙図面202に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

福岡県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
吉原谷	福津市八並（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
山中谷	福津市八並（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
的原谷	福津市八並（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
山ノ口谷	福津市八並（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
祥雲谷	福津市本木（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
本木川－1	福津市本木（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
本木川－2	福津市本木（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
舍利蔵(2)	福津市舍利蔵（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
舍利蔵(1)	福津市舍利蔵（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
舍利蔵谷	福津市舍利蔵（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり

大内川	福津市舍利蔵（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
広光谷	福津市手光（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
尻長谷	福津市手光（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
冠川	福津市手光（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
小竹谷	福津市小竹及び宗像市村山田（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
八並(a)	福津市八並（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
八並(i)	福津市八並（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
山中(b)	福津市八並（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
山中(c)－1	福津市八並（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
山中(c)－2	福津市八並（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
山中(a)	福津市八並（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
八並(h)－1	福津市八並（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
八並(h)－2	福津市八並（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり
八並(b)	福津市八並（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
八並(c)－1	福津市八並（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
八並(c)－2	福津市八並（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
八並(f)	福津市八並（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
八並(g)	福津市八並（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
八並(d)	福津市八並（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり

山口	福津市八並（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
八並(j)	福津市八並（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
八並(e)	福津市八並（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり
畦町(g)	福津市畦町及び八並（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
畦町(a)	福津市畦町（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
畦町(c)	福津市畦町（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
畦町(b)	福津市畦町（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
宿（中町）	福津市畦町（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
畦町(e)	福津市畦町（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
畦町(f)	福津市畦町（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
畦町(d)	福津市畦町（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
畦町(h)	福津市畦町（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり
畦町(i)	福津市畦町（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり
畦町(j)	福津市畦町（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
久末(a)	福津市畦町（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
本木(j)	福津市本木（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
本木(k)	福津市本木（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり
大浦-1	福津市本木（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
大浦-3	福津市本木（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり

大浦-2	福津市本木（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
本木(c)	福津市本木（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
本木(d)	福津市本木（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
本木(h)	福津市本木（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
本木(b)-1	福津市本木（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり
本木(b)-2	福津市本木（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
本木(e)	福津市本木（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
本木(a)	福津市本木（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
本木(i)	福津市本木（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
河内	福津市本木（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
本木(f)-3	福津市本木（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
本木(f)-2	福津市本木（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
本木(f)-1	福津市本木（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
本木(g)	福津市本木（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
舍利蔵(b)	福津市舍利蔵（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
舍利蔵(d)	福津市舍利蔵（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり
舍利蔵(e)	福津市舍利蔵（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
舍利蔵(f)	福津市舍利蔵（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり
舍利蔵(c)	福津市舍利蔵（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり

舍利蔵(a)-1	福津市舍利蔵（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表のとおり
舍利蔵(a)-2	福津市舍利蔵（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載する表のとおり
舍利蔵(g)	福津市舍利蔵（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載する表のとおり
内殿(i)-1	福津市内殿（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
内殿(i)-2	福津市内殿（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり
内殿(b)-1	福津市内殿（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載する表のとおり
内殿(b)-2	福津市内殿（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
居尺(a)-1	福津市内殿（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり
居尺(a)-2	福津市内殿（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載する表のとおり
居尺-1	福津市内殿（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり
内殿(d)	福津市内殿（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載する表のとおり
内殿(c)	福津市内殿（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面83に記載する表のとおり
内殿(l)	福津市内殿（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載する表のとおり
本木(l)	福津市内殿（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載する表のとおり
坂丸-1	福津市内殿（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面86に記載する表のとおり
内殿	福津市内殿（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載する表のとおり
太郎尺-2	福津市内殿（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面91に記載する表のとおり
太郎尺-1	福津市内殿（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面92に記載する表のとおり
内殿(h)	福津市内殿（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面93に記載する表のとおり

内殿(g)	福津市内殿（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面94に記載する表のとおり
内殿(k)	福津市内殿（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面95に記載する表のとおり
内殿(2)	福津市内殿（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面96に記載する表のとおり
内殿(a)-1	福津市内殿（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面98に記載する表のとおり
内殿(f)	福津市内殿（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面99に記載する表のとおり
内殿(e)-1	福津市内殿（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面100に記載する表のとおり
内殿(e)-2	福津市内殿（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面101に記載する表のとおり
井尻(a)	福津市上西郷（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
上西郷(a)-1	福津市上西郷（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり
井尻(b)	福津市上西郷（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面106に記載する表のとおり
上西郷(h)-1	福津市上西郷（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面107に記載する表のとおり
上西郷(g)	福津市上西郷（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面108に記載する表のとおり
上西郷(f)	福津市上西郷（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面109に記載する表のとおり
上西郷(k)	福津市上西郷（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面110に記載する表のとおり
上西郷(e)	福津市上西郷（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面111に記載する表のとおり
上西郷(d)	福津市上西郷（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面113に記載する表のとおり
上西郷(b)-1	福津市上西郷（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面114に記載する表のとおり
今西	福津市上西郷（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面116に記載する表のとおり
イマニシ	福津市上西郷（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面117に記載する表のとおり

上西郷(c)	福津市上西郷（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面118に記載する表のとおり
上西郷(j)	福津市上西郷（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面119に記載する表のとおり
上西郷(i)	福津市上西郷（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面120に記載する表のとおり
鞍掛(a)	福津市福間駅東3丁目（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面121に記載する表のとおり
両谷(c)	福津市（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面123に記載する表のとおり
両谷(d)	福津市（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面124に記載する表のとおり
原町1区(b)	福津市福間南2丁目（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面125に記載する表のとおり
原町1区(a)	福津市福間南2丁目（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面126に記載する表のとおり
原町-2	福津市福間南2丁目（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面127に記載する表のとおり
原町-1	福津市福間南2丁目（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面128に記載する表のとおり
岸田公園横	福津市福間南5丁目（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面130に記載する表のとおり
百田	福津市福間南4丁目（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面131に記載する表のとおり
昭和町1区-1	福津市中央5丁目（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面132に記載する表のとおり
四角	福津市福間駅東2丁目（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面135に記載する表のとおり

光陽台2丁目	福津市光陽台2丁目及び福間駅東2丁目（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面136に記載する表のとおり
通り堂	福津市手光（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面140に記載する表のとおり
光陽台南(a)	福津市手光（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面141に記載する表のとおり
手光(e)	福津市手光（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面143に記載する表のとおり
手光(1)-2	福津市手光（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面144に記載する表のとおり
手光(1)-1	福津市手光（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面145に記載する表のとおり
手光(2)	福津市手光及び光陽台6丁目（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面146に記載する表のとおり
手光(b)	福津市手光及び光陽台6丁目（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面147に記載する表のとおり
手光(c)	福津市手光及び光陽台6丁目（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面148に記載する表のとおり
光陵高校下-1	福津市手光及び光陽台5丁目（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面149に記載する表のとおり
手光(a)-1	福津市手光（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面151に記載する表のとおり
手光(a)-2	福津市手光（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面152に記載する表のとおり
手光(3)-5	福津市手光（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面153に記載する表のとおり
手光(3)-4	福津市手光（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面154に記載する表のとおり
手光(3)-3	福津市手光（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面155に記載する表のとおり
手光(3)-2	福津市手光（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面156に記載する表のとおり
手光(3)-1	福津市手光（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面157に記載する表のとおり

手光(d)	福津市手光（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面158に記載する表のとおり
手光(i)	福津市手光（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面159に記載する表のとおり
手光(g)	福津市手光（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面160に記載する表のとおり
手光(f)	福津市手光（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面161に記載する表のとおり
冠-1	福津市手光（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面162に記載する表のとおり
冠(b)	福津市手光（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面163に記載する表のとおり
冠-2	福津市手光（別紙図面164に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面164に記載する表のとおり
冠-3	福津市手光（別紙図面165に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面165に記載する表のとおり
石穴-1	福津市手光（別紙図面166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面166に記載する表のとおり
手光	福津市手光（別紙図面168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面168に記載する表のとおり
冠	福津市手光（別紙図面169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面169に記載する表のとおり
手光(h)	福津市手光（別紙図面170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面170に記載する表のとおり
界(a)	福津市手光、東福間2丁目及び7丁目（別紙図面171に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面171に記載する表のとおり
界-1	福津市東福間2丁目及び7丁目（別紙図面172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面172に記載する表のとおり
界-2	福津市東福間7丁目（別紙図面173に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面173に記載する表のとおり
界-3	福津市東福間7丁目（別紙図面174に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面174に記載する表のとおり
東福間8丁目	福津市東福間8丁目（別紙図面175に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面175に記載する表のとおり

東福間6丁目	福津市東福間6丁目（別紙図面176に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面176に記載する表のとおり
小竹(b)-1	福津市小竹（別紙図面177に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面177に記載する表のとおり
小竹(b)-2	福津市小竹（別紙図面178に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面178に記載する表のとおり
東石穴-1	福津市小竹（別紙図面179に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面179に記載する表のとおり
東石穴-2	福津市小竹（別紙図面180に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面180に記載する表のとおり
小竹-1	福津市小竹（別紙図面181に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面181に記載する表のとおり
小竹-2	福津市小竹（別紙図面182に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面182に記載する表のとおり
東福間-2	福津市東福間5丁目（別紙図面184に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面184に記載する表のとおり
東福間-1	福津市東福間5丁目（別紙図面185に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面185に記載する表のとおり
尾敷ヶ浦	福津市東福間4丁目（別紙図面186に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面186に記載する表のとおり
久末(c)	福津市久末（別紙図面188に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面188に記載する表のとおり
久末(b)	福津市久末（別紙図面189に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面189に記載する表のとおり
津丸(d)	福津市津丸（別紙図面190に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面190に記載する表のとおり
津丸(c)	福津市津丸（別紙図面191に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面191に記載する表のとおり
津丸-2	福津市津丸（別紙図面193に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面193に記載する表のとおり
津丸-3	福津市津丸（別紙図面194に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面194に記載する表のとおり
津丸(b)-2	福津市津丸（別紙図面195に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面195に記載する表のとおり

津丸(b)-1	福津市津丸（別紙図面196に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面196に記載する表のとおり
津丸(a)-1	福津市津丸（別紙図面197に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面197に記載する表のとおり
津丸(a)-2	福津市津丸（別紙図面198に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面198に記載する表のとおり
津丸(a)-3	福津市津丸（別紙図面199に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面199に記載する表のとおり
小竹(c)	福津市小竹及び宗像市村山田（別紙図面202に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面202に記載する表のとおり

福岡県告示第210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
名切谷	福津市勝浦（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
奴山谷(3)	福津市奴山（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
奴山谷(2)	福津市奴山（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
奴山谷(1)	福津市奴山（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
谷川	福津市生家（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
生家谷	福津市生家（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
水上谷	福津市大石（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
掘田谷	福津市須多田（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流

内岳谷	福津市在自（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
在自谷(2)	福津市在自（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
在自谷(1)	福津市在自（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
林口谷	福津市宮司（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
奴山(a)	福津市奴山（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奴山(c)	福津市奴山（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奴山(b)	福津市奴山（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奴山	福津市奴山（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
生家	福津市生家（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大石	福津市大石（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
在自(a)	福津市在自（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
在自(c)	福津市在自（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
在自(d)	福津市在自及び星ヶ丘（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津屋崎(a)-1	福津市津屋崎（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津屋崎(a)-2	福津市津屋崎（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津屋崎(c)	福津市津屋崎（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津屋崎(b)	福津市津屋崎（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津屋崎(e)	福津市津屋崎（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津屋崎(d)	福津市津屋崎（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

清田ヶ浦	福津市津屋崎（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮司(d)	福津市宮司（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
裏	福津市宮司（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮司(b)	福津市宮司（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮司(h)	福津市宮司（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮司(a)	福津市宮司（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮司(c)	福津市宮司（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
渡	福津市渡（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田ノ浦(f)-1	福津市渡（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田ノ浦(f)-2	福津市渡（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田ノ浦(d)	福津市渡（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田ノ浦(c)	福津市渡（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田ノ浦-2	福津市渡（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田ノ浦(b)	福津市渡（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田ノ浦(a)	福津市渡（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
京泊(a)	福津市渡（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
京泊(b)	福津市渡（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
渡(g)	福津市渡（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池尻	福津市渡（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

樋口	福津市勝浦（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
----	------------------------	---------

備考 別紙図面は省略し、その図面を福津市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
名切谷	福津市勝浦（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
奴山谷(3)	福津市奴山（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
奴山谷(2)	福津市奴山（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
奴山谷(1)	福津市奴山（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
谷川	福津市生家（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
生家谷	福津市生家（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
水上谷	福津市大石（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
掘田谷	福津市須多田（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
内岳谷	福津市在自（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
在自谷(2)	福津市在自（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり

在自谷(1)	福津市在自(別紙図面11に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
林口谷	福津市宮司(別紙図面12に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
奴山(a)	福津市奴山(別紙図面13に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
奴山(c)	福津市奴山(別紙図面14に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
奴山	福津市奴山(別紙図面16に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
生家	福津市生家(別紙図面17に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
大石	福津市大石(別紙図面18に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
在自(a)	福津市在自(別紙図面19に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
在自(c)	福津市在自(別紙図面20に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
在自(d)	福津市在自及び星ヶ丘(別紙図面21に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
津屋崎(a)-1	福津市津屋崎(別紙図面22に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
津屋崎(c)	福津市津屋崎(別紙図面24に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり
津屋崎(b)	福津市津屋崎(別紙図面25に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
津屋崎(e)	福津市津屋崎(別紙図面26に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
津屋崎(d)	福津市津屋崎(別紙図面27に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
清田ヶ浦	福津市津屋崎(別紙図面28に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
宮司(d)	福津市宮司(別紙図面29に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
裏	福津市宮司(別紙図面30に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり

宮司(b)	福津市宮司(別紙図面31に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
宮司(h)	福津市宮司(別紙図面32に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
宮司(a)	福津市宮司(別紙図面33に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
宮司(c)	福津市宮司(別紙図面34に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり
渡	福津市渡(別紙図面35に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
田ノ浦(f)-1	福津市渡(別紙図面36に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
田ノ浦(f)-2	福津市渡(別紙図面37に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
田ノ浦(d)	福津市渡(別紙図面38に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
田ノ浦(c)	福津市渡(別紙図面39に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
田ノ浦-2	福津市渡(別紙図面40に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
田ノ浦(b)	福津市渡(別紙図面41に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
田ノ浦(a)	福津市渡(別紙図面42に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
京泊(a)	福津市渡(別紙図面43に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
京泊(b)	福津市渡(別紙図面44に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり
渡(g)	福津市渡(別紙図面45に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり
池尻	福津市渡(別紙図面46に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
樋口	福津市勝浦(別紙図面47に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福津市役所に備え置いて縦覧に供する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小竹谷	福津市小竹及び宗像市村山田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
小竹(c)	福津市小竹及び宗像市村山田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小竹谷	福津市小竹及び宗像市村山田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
小竹(c)	福津市小竹及び宗像市村山田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第214号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字尾倉字長殿川2990番1及び2990番11
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区熊谷四丁目16番27号
株式会社 ビスコ
代表取締役 内田 弘人

福岡県告示第215号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字岩屋2007の1、2007の22、2023の12、2023の14、2023の29
- 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第216号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

糸島市白糸字地獄492の5

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第217号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糸島市二丈福井字寺床1264・1276（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第218号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年2月4日農林省告示第194号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第219号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市上三緒字寄田572番69及び572番70並びに綱分字安丸1512番47及び1512番48
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
飯塚市太郎丸字一ツ木499番地1
社会福祉法人 全和会
理事長 吉田 ミツミ

福岡県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
朝倉	県道	山家線 西小田	前	朝倉郡筑前町東小田2541番1先から	5.8	88.5	
				朝倉郡筑前町東小田1405番2先まで	11.4		

			後	朝倉郡筑前町東小田2479番先から朝倉郡筑前町東小田1405番1先まで	8.3 ～ 17.6	124.9	うち県道久留米筑紫野線重用延長51.7メートル
--	--	--	---	-------------------------------------	------------------	-------	-------------------------

福岡県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚直方線 自転車道	前	飯塚市川島483番1先から飯塚市川島472番6先まで	5.0 ～ 5.0	114.5
			後	飯塚市川島483番1先から飯塚市川島472番6先まで	5.0 ～ 5.0	114.5
			後	飯塚市川島483番1先から飯塚市川島472番6先まで	5.0 ～ 10.3	171.0

福岡県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年2月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚直方線 自転車道	飯塚市川島483番1先から 飯塚市川島472番6先まで

福岡県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米 城島線 大川	前	大川市大字中古賀73番8 先から 大川市大字中古賀233番 先まで	7.9 ～ 11.9	212.5
			後	大川市大字中古賀73番8 先から 大川市大字中古賀233番 先まで	10.8 ～ 13.3	212.5

福岡県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年2月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米 城島線 大川	大川市大字中古賀73番8先から 大川市大字中古賀233番先まで

福岡県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米 柳川線	前	三潴郡大木町大字大角 1589番1先から 三潴郡大木町大字大角 1546番1先まで	6.8 ～ 24.6	342.4
			後	三潴郡大木町大字大角 1589番1先から 三潴郡大木町大字大角 1546番1先まで	8.4 ～ 29.0	342.4

公 告**公告**

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 特約業者の氏名又は名称
野間石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県福岡市中央区白金1丁目18-2
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成24年12月1日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
車両用燃料（ガソリン・ローリー給油）単価契約
普通乗用車（1000cc～1300cc及び1500cc）賃貸借契約
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの
 - エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 障害者雇用状況
 - キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
次の書類を知事に提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

れた原本又は写し)

カ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)

ケ 営業概要表(様式第5号)

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

サ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)

シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒(380円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書(有償)の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁総合売店内)

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092(ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年3月6日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

車両用燃料(ガソリン・ローリー給油)単価契約 708,000L程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成26年3月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年3月27日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2590

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成25年2月15日（金）から平成25年3月26日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成25年3月27日（水）午後5時45分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室

(2) 日時

平成25年3月28日（木）午前10時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（1L当たりの税込単価）に発注予定数708,000Lを乗じた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価に708,000Lを乗じた金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価に708,000Lを乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価に708,000Lを乗じた金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに

加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Gasoline (Stored in a tank) Estimated yearly total : 708,000 liters
- (2) Contract Period : From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31, 2014
- (3) Delivery place : Fukuoka Prefectural Police Headquarters
- (4) Time Limit of Tender : 5 : 45 PM on March 27, 2013
- (5) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext. 2590)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
普通乗用車（1000cc～1300cc及び1500cc）賃貸借
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
契約締結日から平成26年3月31日までの間
- (4) 納入場所
福岡県警察本部

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約

の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年3月27日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

- 生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2590
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成25年2月15日（金）から平成25年3月26日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 受領期限
平成25年3月27日（水）午後5時45分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県警察本部入札室

- (2) 日時
平成25年3月28日（木）午前10時30分
- 11 落札者がない場合の措置
開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積単価に調達物品の使用見込み日数を乗じた金額の合計に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に調達物品の使用見込み日数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- ウ 保証金の提出時期は入札書提出時とする
- (2) 契約保証金
契約金額（調達物品1日あたりの金額）に使用見込み日数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に使用見込み日数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) A rental contract for ordinary passenger motor vehicles (Displacement capacity : 1000~1500cc)
- (2) Contract Period : From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31, 2014
- (3) Time Limit of Tender : 5 : 45 PM on March 27, 2013
- (4) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext. 2590)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託契約
新聞定期広告
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量

に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(カ) (ア)から(ウ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092 (ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年3月8日(金曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成26年5月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成22年1月福岡県告示第17号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成25年3月8日(金)までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成25年3月29日(金)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
-----	-----	-----	----

03 印刷	02 活版印刷	-	AA
13 サービス業種その他	06 広告宣伝	-	AA

- (2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者
- (3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。
- ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。
- イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物（チラシ、ポスター等は含まない。）を継続して（1年間に2回以上）製作したことがあることとする。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）
FAX 092-632-5331
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成25年2月15日（金）から平成25年3月29日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。

- (2) 受領期限
平成25年3月29日（金）午後5時00分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務部会議室（8階）
- (2) 日時
平成25年4月1日（月）午前10時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（この号において「見積金額」とは、広報紙1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に12,533,050（平成24年5月号から平成25年3月号までの発行実績部数）を乗じて得た額と、広報紙音声コード版1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（平成25年7月号から平成26年5月号までの発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）

(2) 契約保証金

契約金額（この号において「契約金額」とは、1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に12,533,050（平成24年5月号から平成25年3月号までの発行実績部数）を乗じて得た額と、広報紙音声コード版1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（平成25年7月号から平成26年5月号までの発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Publishing of Fukuoka Prefecture's Newsletter and Delivering to Cities,
Towns and Villages in the Prefecture
- (2) Time Limit of Tender
5 : 00pm on March 29, 2013
- (3) Contact Point for the Notice :
Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7 , Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3102

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月15日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

新聞定期広告

朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各6回

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成25年3月8日（金）までに、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年3月29日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-06（広告宣伝）で、「AA」の等級に格付されているもの（事前に福岡県総務部総務事務センター調達班で等級の格付の確認をすること。）

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、新聞（一般紙）広告とする。

イ 同程度の基準は、全5段以上の新聞広告を1回以上とする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

この公告の日から平成25年3月29日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成25年3月29日（金）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務部会議室

(2) 日時

平成25年4月1日（月）午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、その他の場合は別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（見積金額とは、消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合（同種・同規模の契約とは「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature of the service required : Handing of Fukuoka Prefectural Government's newspaper advertising in the Asahi Shimbun, the Mainichi Shimbun, the Yomiuri Shimbun, the Nishinippon Shimbun (6 times in a year ; April, June, August, October, December, February) .
- (2) Contract period:from the date of contract signing through March 31, 2014.
- (3) Time limit for tender : 5 : 00 p. m .March 29, 2013
- (4) Contact point where documents for tendering a bid are available : Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Government Office, 7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken 812-8577 Japan. Tel 092-643-3102

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（

男性）・警察官B（女性）・警察官C）採用試験を別表のとおり施行する。

平成25年2月15日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

平成25年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格	試験日	試験種目	試験地	合格発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他								
						発表日	発表の方法													
第157回 警察官C	経済学 (北京語) 情報工学	次のいずれにも該当する者 ①昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者又は平成4年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業若しくは大学を平成26年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、一定の専門的な資格又は実務経験を有する者	第1次	5月5日	教養試験 専門試験 論文試験	福岡市	第1次	6月下旬	福岡県警察本部に掲示する。 合格者には書面で通知する。	平成25年4月1日から平成25年4月22日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	これらの試験の問い合わせは、福岡県警察本部警務課を行うこと。 各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。							
				5月下旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市														
			第2次	6月下旬	専門試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月中旬												
			第158回 (特別募集)	警察官A (男性)	昭和58年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を平成25年9月までに卒業見込みの者。	第1次	5月12日	教養試験 論文試験						福岡市	第1次	6月下旬	平成25年4月1日から平成25年4月22日まで なお、郵送による申込みは、平成25年4月22日までの消印のあるものに限る。	要件 第158回(特別募集)については、原則として平成25年10月から勤務可能な者。		
							5月下旬	人物試験 身体測定 体力検査						福岡市						
						第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査						福岡市	最終	8月中旬				
警察官B (男性)	昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は大学を平成26年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次		5月12日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月下旬												
				5月下旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市														
		第2次		6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月中旬												

第159回	警察官A (男性)	昭和58年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を平成26年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月12日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月下旬
			第1次	5月下旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市		
			第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
	警察官A (女性)	昭和58年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を平成26年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月12日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月下旬
			第1次	5月下旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市		
			第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①昭和58年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を平成26年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	5月12日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月下旬	
		第1次	5月下旬	実技試験 人物試験 身体測定 体力検査	福岡市			
		第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市			最終

平成25年4月1日から平成25年4月22日まで

なお、郵送による申込みは、平成25年4月22日までの消印のあるものに限る。

特例
第159回警察官A（男性）及び第161回警察官B（男性）に限り、第1志望又は第2志望として次の都府県を選択することを認める。
千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府

第160回	警察官A (男性)	昭和58年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を平成26年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月22日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬
			第1次	10月上旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市	第1次	
	警察官A (女性)	昭和58年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を平成26年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月22日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬
			第1次	10月上旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市	第1次	
	警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①昭和58年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を平成26年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	9月22日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬
			第1次	10月上旬	実技試験 人物試験 身体測定 体力検査	福岡市	第1次	
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬

平成25年8月13日から平成25年9月2日まで

なお、郵送による申込みは、平成25年9月2日までの消印のあるものに限る。

第161回	警察官B (男性)	昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業生又は大学を平成26年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月22日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬	平成25年8月13日から平成25年9月2日まで なお、郵送による申込みは、平成25年9月2日までの消印のあるものに限る。
			第1次	10月上旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市			
	第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬			
	第1次	9月22日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬			
第1次	10月上旬	人物試験 身体測定 体力検査	福岡市						
警察官B (女性)	昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業生又は大学を平成26年3月までに卒業見込みの者を除く。	第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬		

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校及びその他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 第1次試験における「人物試験」、「身体測定」及び「体力検査」は、警察官A（武道指導）及び警察官Cを除き、教養試験において一定の基準を満たした者についてのみ実施する。

(注4) 第1次試験における「論文試験」及び「作文試験」は、第2次試験で判定する。

(注5) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。

(注6) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
	全国高校総合体育大会	個人・出場		全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場

柔道	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内	剣道	玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会（九州、関東など）	個人・4位以内		高校剣道大会（九州、関東など）	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	全日本選抜柔道体重別選手権大会	個人・出場		西（東）日本学生剣道大会	団体・16位以内
	講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	個人・出場		学生剣道優勝大会（九州、関東など）	団体・16位以内
	全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内		学生剣道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内
	全日本学生柔道体重別選手権大会	個人・8位以内			
	全日本学生柔道体重別団体優勝大会	団体・16位以内			
	柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内			
	学生柔道優勝大会（九州、関東など）	団体・4位以内			
	学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内			

（注7）上表中「一定の専門的な資格又は実務経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

試験区分		資格	実務経験
経	済	<ul style="list-style-type: none"> 簿記検定（日商）2級以上 簿記能力検定（全経）1級以上 簿記実務検定（全商）1級 のいずれかの資格を有する者	経理業務に専任として従事した経験を3年以上有する者
語学	北京語	<ul style="list-style-type: none"> 通訳案内士（旧通訳案内業）試験合格 H S K（漢語水平考試）筆記試験5級以上又は口頭試験高級 ※旧7級以上 T E C C（中国語コミュニケーション能力検定）Bクラス（700点以上）以上 ※旧Cクラス以上 中国語検定準1級以上 ※旧2級以上 のいずれかの資格を有する者	北京語を第1公用語とする国における留学又は勤務経験を1年以上有する者 若しくは 北京語に係る通訳・翻訳業務又は語学指導業務の経験を3年以上有する者 注1 留学、勤務の形態は問いません。 注2 語学指導とは、中学、高校、大学のほか専門学校等において、専ら語学の指導に従事すること。
情報工学		基本情報技術者（旧第Ⅱ種情報処理技術者）以上の資格を有する者 ※以上の資格とは、次のとおりです。 応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、情報セキュリティスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者	情報システムの開発、保守又は運用業務経験を3年以上有する者